

志賀町人事行政の運営等の状況

志賀町職員の勤務時間その他の勤務条件について

1 勤務時間の概要(標準的なもの)

開始時刻	休憩時間	終了時刻	1日の勤務時間	1週間の勤務時間	勤務を要しない日
午前8時30分	正午～午後1時	午後5時15分	7時間45分	38時間45分	土曜日・日曜日

(注) 保育園、図書館など、職務の性質により上記の勤務時間の割り振り、休憩時間により難しい職員については、勤務時間の割り振り等を別に定めています。

2 休暇制度の概要

(1) 休暇の種類

休暇の種類	制 度 の 概 要		
年次有給休暇	年20日。年次有給休暇の残日数は20日を限度として、翌年度に繰り越すことができる。		
病気休暇	負傷又は疾病のため療養する必要がある場合、勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間。		
主 な	結 婚	連続する5日以内。	
	産 前 産 後	8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)以内に出産する予定である場合、出産の日までに申し出た期間。出産した場合、出産の日の翌日から8週間を経過するまでの期間。	
	授乳等を行う	生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のため必要と認められる授乳等を行う場合、1日に2回それぞれ30分以内の時間	
	妻の出産	妻が出産する場合、2日以内。	
	男性職員の育児	妻の産前8週間、産後8週間の期間に出産に係る子又は小学校就学前の子を養育する男性職員がこれらの子を養育する場合、1年につき5日以内。	
特 別 休 暇	子 の 看 護	小学校就学前の子を養育する職員が、その子を看護する場合や疾病の予防を受けさせる場合、1年につき5日以内。 就学前までに子が2人以上にあつては10日の範囲内	
	忌 引	死 亡 し た 者	
		配偶者	7 日
		父 母	5 日
		子	3 日
		祖父母(職員が代襲相続し、祭具等の承継を受ける場合、7日)	1 日
		孫	3 日
		兄弟姉妹	1 日
		おじ又はおば(職員が代襲相続し、祭具等の承継を受ける場合、7日)	3 日
		父母の配偶者又は配偶者の父母(職員と生計を一の場合、7日)	1 日
		子の配偶者又は配偶者の子(職員と生計を一の場合、5日)	1 日
		祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母 兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹(職員と生計を一の場合、3日)	1 日
おじ又はおばの配偶者	1 日		
短期介護休暇	負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり、日常生活を営むのに支障がある者(要介護者)の介護、その他の世話を行う職員が、当該世話を行うものに1つの年において5日(要介護者が2人以上の場合にあつては10日)		
夏季休暇	夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は、家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる原則として連続する3日間。		
介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母その他の者で負傷、疾病又は老齢により、2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をする場合、1日又は1時間を単位として一つの継続する状態ごとに連続する6月の期間内で必要と認められる期間。		

(2)年次休暇の取得の状況(平均取得日数)

平成 28 年	平成 27 年
8.5日	8.5日

(3)育児休業の取得の状況

区 分	平成 28 年 度		平成 27 年 度	
	育 児 休 業	部 分 休 業	育 児 休 業	部 分 休 業
男性	0人	1人	1人	0人
女性	6人	0人	6人	0人
計	6人	1人	7人	0人

(4)時間外勤務の状況(1人あたり月平均時間外勤務時間)

平成 28 年 度	平成 27 年 度
2.3時間	2.3時間

志賀町職員の分限および懲戒処分の状況

1 分限処分の状況(平成28年4月1日～平成29年3月31日)

事 由	種 類	降 任	免 職	休 職	合 計
勤務実績が良くない場合		0人	0人	0人	0人
心身の故障の場合		0人	0人	1人	1人
職に必要な適格性を欠く場合		0人	0人	0人	0人
廃職又は過員を生じた場合		0人	0人	0人	0人
刑事事件に関し起訴された場合		0人	0人	0人	0人
合 計		0人	0人	1人	1人

(注) 1 分限処分は、地方公務員法第28条に基づき、心身の故障のためにその職務の遂行に支障があり又はこれに堪えない場合などその職責を十分に果たすことができない事由がある場合に、職員の意に反して行われる処分です。

2 人数は、当該年度に新たに処分を受けた人数です。

2 懲戒処分の状況(平成28年4月1日～平成29年3月31日)

事 由	種 類	免 職	停 職	減 給	戒 告	合 計
法令等に違反した場合		0人	0人	0人	0人	0人
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合		0人	0人	0人	0人	0人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合		0人	0人	0人	0人	0人
合 計		0人	0人	0人	0人	0人

- (注) 1 懲戒処分とは、職員に非違行為があった場合や職務を怠った場合、非行があった場合になされる処分です。
 2 当該年度に処分を受けた職員はいません。

志賀町職員のサービスの状況

1 職員の義務

地方公務員法第30条は、サービスの根本基準として、「全て職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しています。また、同法はこの根本基準の趣旨を具体的に実現するため職員に対し、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限など、サービス上の強い制約を課しています。

2 営利企業等従事の許可について

区 分	平成28年度	平成27年度
報酬を得て事業もしくは事務に従事する場合の許可件数	76件	169件

志賀町職員の研修及び勤務成績評定の状況

1 研修の概要(平成28年度)

地方公務員法39条の規定により、職員の勤務能率・資質の向上を図るため、町独自の研修会の開催のほか、石川縣市町村職員研修所、石川県、その他研修機関などへの派遣研修を実施しています。

(1)町研修会・講習会

研修会名	開催回数	受講者数
障害者差別解消法研修	1回	34人
新規採用職員研修	1回	9人
その他庁内研修	3回	35人

(2)派遣研修

研修会名	期 間	受講者数
石川縣市町村職員研修所	1日～4日	56人
日本経営協会など研修機関	1日～3日	10人
石川県	1年間	2人

2 職員の勤務成績の評定の状況

(平成28年4月1日現在)

区 分	内 容
評定の回数・時期	10月1日現在:情意・能力評価 3月1日現在:成績評価
対象職員	一般職の職員
評定の方法	情意・能力、成績の要素・項目別に5段階の評価を行っています。

志賀町職員の福利厚生制度等について

1 福利厚生制度の概要

職員の共済制度は、地方公務員法に基づき、地方公務員等共済組合法によって具体的に定められています。共済制度を実施・運用している主体は、石川県市町村職員共済組合です。共済組合では、主に次のような事業を行っています。

- 短期給付(医療保険)
組合員である職員とその家族の病気、ケガ、出産、死亡等に対して必要な給付を行っています。
- 長期給付(年金給付)
職員の退職、障害、死亡に対して年金又は一時金の給付を行っています。
- 福祉事業
健康の保持増進や貯金、住宅資金の貸付、斡旋事業を行っています。
上記のほか、職員の健康診断や人間ドックを受診した際の自己負担額を助成する「保健事業」を行っています。

2 互助会に対する公費支出(平成28年4月1日～平成29年3月31日)

※ 職員互助会に対して、公費は支出していません。

3 公務災害の認定の状況

職員が公務上、死亡、負傷、疾病、障害、行方不明などの災害を受けたとき、町が当該職員又はその遺族若しくは被扶養者に迅速かつ公正な補償を行う制度です。

平成28年度			平成27年度		
公務災害	通勤災害	合計	公務災害	通勤災害	合計
2件	0件	2件	2件	0件	2件

4 定期健康診断など受診の状況

職員の福祉の増進と行政能率の向上を図るため、労働安全衛生法及び志賀町職員安全衛生管理規程に基づき、健康診断を実施し、職員の健康管理を図っています。

健康診断の受診の状況

区 分	平成 28 年 度	平成 27 年 度
一般健康診断	292人	291人
胃がん検診	68人	91人
大腸がん検診	118人	116人
肺がん検診	282人	285人
人間ドック受診者	33人	21人

勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分に関する不服の申立ての状況

- (1) 平成28年度において、勤務条件に関する措置要求はありません。
- (2) 平成28年度において、不利益処分に関する不服申し立てはありません。